

福祉保健 委員会

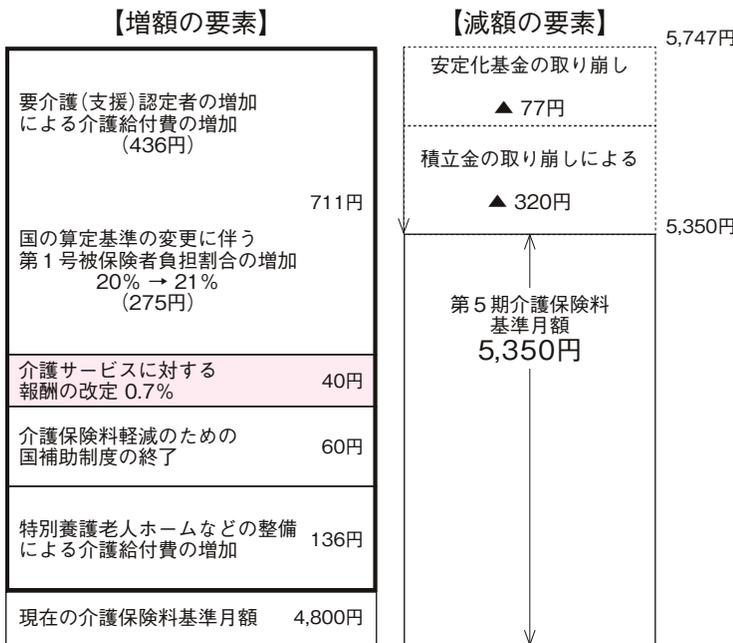
調査項目

議第7号

高山市介護保険条例の一部を改正する条例について

◎第5期介護保険事業計画（H24年度～26年度）に基づき介護保険料の見直しを行うもの

図のような積算根拠により、値上げ分が550円となりました。



◎主な値上げの理由

1. 少子高齢化の進行
2. それに伴うサービス量の増加 など

国の介護保険法改正に伴い、平成24年度より大きく制度が見直されま
す。
保険料 第1号被保険者（65歳以上）の基準月額を現行4800円から5350円に増額
賦課区分 所得区分を現行8段階から11段階とし
低所得者への軽減を図
る。
当委員会に付託され、審議の結果全会一致で可
決しました。

値上げの主原因となっているサービス量の増加について、市は第5期介護保険事業計画の中で、特養老82床、認知症対応型グループホーム22床、特定施設20床の合計124床を増床し、特養老への待機者838人のニーズに応えようとしています。

しかし、委員会としては、入所基準や他のサービスの充実なども併せて計画に盛り込んでいかなければ値上げ分に見合わないことや、市民の「困った感」は解消されないだろうと考え、下記のような意見を添えました。

特養老人所基準について

介護度4～5以上の重度者を優先する現行の基準では、本当に困った人が入所できない現状があり、施設を増床しても意味は薄い。老々介護や認知症での徘徊など、介護度が低くても在宅では困難な人も多い。また、入所の順番が不公平との声があり、第三者機関の創設や透明化を目指すべきではないか。

緊急ショートステイの創設について

入所待機者は在宅サービスの不足も理由の一つであり、介護者が病気になった時や遠方での葬儀の際など、緊急時に利用できる制度を創設すべきではないか。

地域間格差の是正について

介護サービスの種類や量が地域によって格差があり、ショートステイなど利用できない地域もある。施設設備などの事業を推進する中で、その是正を強く求める。

福祉施設入居者も特養老人所の対象とすべき

障害者福祉施設等でも高齢化が進んでおり、65歳以上の要介護者が増えている。高齢による身体障害も加わり、特養への移行を希望している人もある。若い世代の障害者が福祉施設を利用できない状況もあり、今後、施設整備に当たって配慮すべきではないか。

地域包括ケアシステムの構築

高齢になっても、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に早急に取り組むべき。